

安堵町一般不妊治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦が負担する不妊治療（県の公費助成の対象となる体外受精及び顕微授精を除く不妊治療に限る。以下「一般不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実に図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次の号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

2 この要綱において自己負担額とは、次の号に掲げる額をいう。

- (1) 一般不妊治療について、社会保険各法の規定による療養の給付が行われた場合において、被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき医療費の額。ただし、社会保険各法の規定による標準負担額又はその他の法令等による給付がある場合はその額を控除した額とする。
- (2) 一般不妊治療について、社会保険各法の適用とはならない場合において、医療の提供を受けた者が負担すべき額。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除く。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、申請日において次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による婚姻の届出をしていること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に登録されている者で夫婦の両方又はいずれか一方が引き続き1年以上本町に住所を有していること。
- (3) 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標ぼうする医療機関において、不妊症と診断され治療を受けていること。
- (4) 社会保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。
- (5) 夫婦の前年の所得金額（1月から5月までの間に申請する場合は前々年の所得とする。）の合計額が730万円未満であること。ただし、所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。
- (6) 当該夫婦が属する世帯において、町税等を滞納していないこと。

（対象となる治療の範囲）

第4条 助成の対象となる治療は、医療機関において受けた一般不妊治療とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会保険各法に規定する療養の給付の適用となる一般不妊治療であること。
- (2) 社会保険各法の適用とはならない一般不妊治療であること。ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療又は代理母による治療法は対象としない。

2 前項の治療には、不妊症の診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等治療の一環として行なわれた検査を含むものとする。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額及び助成期間については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成金の交付は、当該年度に行った治療に対し、1年度分につき1回とする。

(2) 一般不妊治療についての助成金は、1組の夫婦に対して治療に要した自己負担額の範囲内とし5万円を上限とする。

(3) 助成期間は、一般不妊治療を開始した日の属する年度から5年間とする。

2 夫婦のどちらか一方が、他市町村において申請日の属する年度内に同種の助成を受けている場合は助成しないものとする。

3 夫婦が町から転出した場合、転出した日までの費用を助成するものとする。
(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安堵町一般不妊治療費助成金交付申請兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、次の各号の書類を添えて、町長がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、次項に定める期間内に町長に提出しなければならない。ただし、第3号から第6号の書類は、安堵町一般不妊治療費助成金交付に関する同意書（第2号様式）により町で確認できる場合は省略できるものとする。

(1) 安堵町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（第3号様式）

(2) 一般不妊治療に係る領収書

(3) 法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることを証明する書類

(4) 世帯全員の続柄が記載された住民票

(5) 夫婦の所得を証明する書類

(6) 町税等の納付を証明する書類

(7) 被保険者等であることを証明する書類

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は原則として、3月から翌年2月までの診察分について4月から翌年3月までの間に行なうものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したとき、速やかにその内容を審査して助成の可否を決定し、安堵町一般不妊治療費助成金交付決定通知書(第4号様式)又は安堵町一般不妊治療費助成金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受けた者に対し交付決定を取り消し、又は助成金の交付を受けた者に対し支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第9条 助成に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、安堵町個人情報保護条例(平成16年安堵町条例第6号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱に基づく助成金の交付は、平成28年4月1日以後に行われた治療について適用する。